

ほク（業） 27 第 29 号
平成 27 年 11 月 25 日

DVP 参加者代表者 各位

株式会社ほふりクリアリング
代表取締役社長 加藤 治彦

最大差引支払限度額等の当社が別に定める額について

当社は、「金融市場インフラのための原則」への対応に伴う一般振替 DVP 制度におけるリスク管理の見直しに伴い、改正後の「差引支払限度額に関する規則」等の規定に基づき当社が別に定める額を、下記のとおりとしますので、御通知いたします。

記

1. 最大差引支払限度額 300 億円（現行どおり）
（差引支払限度額に関する規則別表第 1 項（注 2））
2. 最大関係法人等限度額 600 億円
（差引支払限度額に関する規則第 3 条第 1 項及び第 2 項）
3. 参加者基金所要額のうち基礎所要額 100 万円（現行どおり）
（参加者基金所要額に関する規則別表第 1 項（注 1））
4. 参加者基金所要総額¹ 150 億円（現行どおり）
（参加者基金所要額に関する規則別表第 1 項（注 2））
5. 流動性基本総額 600 億円
（手数料に関する規則第 2 条第 2 項²）

以 上

¹平成 29 年 3 月 31 日以後の当社が定める日から、参加者基金基本総額。

²平成 29 年 3 月 31 日以後の当社が定める日から、参加者基金所要額に関する規則別表第 3 項第 1 号。